

## 申請に対する処分

|      |   |
|------|---|
| 処分名  | 犬の鑑札の再交付申請  |
| 根拠法令 | 狂犬病予防法第4条, 狂犬病予防法施行規則第6条, 狂犬病予防法施行令第1条の2及び奄美市手数料条例第2条 |
| 所管課  | 環境対策課   |

### 1 審査基準

(1) 申請を行うことができる人  
登録済みの飼い犬の所有者

(2) 申請の方法

犬の鑑札再交付申請書に犬の鑑札の再交付手数料1件につき1,600円を添えて提出する。提出は、環境対策課窓口で提出する。

(3) 許認可等の要件

既に奄美市において登録済みの犬であるときは、当該年度の注射済票を再交付する。

### 2 標準処理時間

1日